

福島市水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬 場 雄 基

福島市条例第 43 号

福島市水道条例の一部を改正する条例

福島市水道条例（昭和55年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条中「水道事業管理者（」を「上下水道事業管理者（第21条第2項及び第24条第1項を除き、」に改める。

第8条中「前条の場合において、」を削り、「一に」を「いずれかに」に、「いたつた」を「至つた」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

前条の規定により工事の申込みをした者（以下「工事申込者」という。）が当該工事の申込みを取り消すときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

第9条中「当該給水装置を新設、改造又は撤去する者」を「工事申込者」に改める。

第30条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第35条に次の1項を加える。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に第7条に規定する工事の申込み（次条及び別表第4において「工事の申込み」という。）が第8条第1項の規定により取り消され、若しくは同条第2項第2号の規定により取り消されたものとみなされた場合又は管理者が特別の理由があると認めた場合は、これを還付することができる。

第36条を次のように改める。

（手数料）

第36条 手数料の種類及び金額は、別表第4の左欄及び中欄のとおりとし、同表の右欄に掲げる時期に徴収する。ただし、別表第4第1号から第3号までに掲げる手数料については、管理者が特別の理由があると認めたときは、工事承認後徴収することができ

る。

- 2 既納の手数料は、還付しない。ただし、別表第4第2号及び第3号に掲げる手数料については、工事着手前に工事の申込みが第8条第1項の規定により取り消され、若しくは同条第2項第2号の規定により取り消されたものとみなされた場合又は管理者が特別の理由があると認めた場合は、これを還付することができる。

第40条中「管理者」の前に「前条に規定するもののほか、」を加え、同条第1号中「第35条の加入金のうち同条第2項ただし書の」を「第35条第2項ただし書の規定により工事承認後徴収される」に、「第36条の手数料のうち同条ただし書の」を「第36条第1項ただし書の規定により工事承認後徴収される別表第4第1号から第3号までに掲げる」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第36条関係）

種類	金額	徴収時期
1 設計審査手数料	1件につき 800円	工事承認の際又は工事の申込みが第8条第1項の規定により取り消され、若しくは同条第2項第1号の規定により取り消されたものとみなされた際
2 しゅん工検査手数料	1件につき 3,000円（水圧検査を必要とする場合は、5,000円）	工事承認の際
3 分岐立会手数料	口径 75 ミリメートル以上の分岐工事の立会い1件につき 8,000円	工事承認の際
4 各種証明手数料	1件につき 300円	交付請求の際
5 指定手数料	指定給水装置工事事業者の指定1件につき 10,000円	指定申請の際
6 指定更新手数料	指定給水装置工事事業者の指定の更新1件につき 10,000円	指定更新申請の際

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。